

公

示

中運局公示 第 133 号

令和 6 年 2 月定期海技士国家試験の合格者を下記のとおり発表する。

令和 6 年 2 月 22 日

中 部 運 輸 局 長

発表内容	試験地
筆記 (口述試験申込者に限る)	名古屋市

<海技士(航海)>

種 別	合 格 者 受 験 番 号				
一級海技士 (航海)	1018	以下余白			
二級海技士 (航海)	該当者無				

※筆記試験のみを受験申請した合格者は令和6年3月5日に別途発表する。

◎筆記合格の有効期間

15年（合格した日から受験する試験開始期日まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

<海技士(機 関)>

種 別	合 格 者 受 験 番 号				
一級海技士 (機 関)	受験者無	/	/	/	/
	/	/	/	/	/
二級海技士 (機 関)	受験者無	/	/	/	/
	/	/	/	/	/
内燃機関 二級海技士 (機 関)	受験者無	/	/	/	/
	/	/	/	/	/

※筆記試験のみを受験申請した合格者は令和6年3月5日に別途発表する。

◎筆記合格の有効期間

15年（合格した日から受験する試験開始期日まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

# 科目合格者 ※口述試験の申し込みをした者に限る

## <海技士(航海)>

種別及び 受験番号	合格科目				種別及び 受験番号	合格科目			
一級海技士(航海)	航海	運用	法規	英語	一級海技士(航海)	航海	運用	法規	英語
1019	—	合格	—	—	以下余白				
二級海技士(航海)	航海	運用	法規	英語	二級海技士(航海)	航海	運用	法規	英語
1106	—	合格	—	—	以下余白				

### ◎科目合格の有効期間

3年（合格した試験開始日から受験する試験開始日前まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

# 科目合格者 ※口述試験の申し込みをした者に限る

## <海技士(機関)>

種別及び 受験番号	合格科目				種別及び 受験番号	合格科目			
一級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務		機(一)	機(二)	機(三)	執務
受験者無									
二級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務	二級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務
受験者無									
内燃機関 二級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務		機(一)	機(二)	機(三)	執務
受験者無									

### ◎科目合格の有効期間

3年（合格した試験開始日から受験する試験開始日前まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

# 口述試験日割表

## <海技士(航海)>

月/日	午前 8 時 45 分 集合			午後 13 時 15 分 集合				
(曜日)	種 別	受験番号			種 別	受験番号		
2/27 (火)	二級海技士(航海)	1110	1133	以下余白	二級海技士(航海)	1142	1144	以下余白
2/28 (水)	二級海技士(航海)	1145	1146	以下余白	二級海技士(航海)	1147	1148	以下余白
2/29 (木)	一級海技士(航海)	1001	以下余白	/	一級海技士(航海)	1018	1026	以下余白
3/1 (金)	一級海技士(航海)	1029	1030	以下余白	/	/	/	/

※ 口述試験受験者は指定された集合時間までに船員労働環境・海技資格課(9階)に来て下さい。

※ 受験票は必ず持参して下さい。(指定の海技試験六法等[「海技士試験案内」参照]を持参できます。)

**<海技士(機 関)>**

月/日	午前 8 時 45 分 集合			午後 13 時 15 分 集合				
(曜日)	種 別	受 験 番 号			種 別	受 験 番 号		
2/28 (水)	二級海技士(機関) 内燃機関 二級海技士(機関)	1114	3105	以下余白	/			
2/29 (木)	一級海技士(機関)	1008	1017	以下余白	一級海技士(機関)	1018	以下余白	/

※ 口述試験受験者は指定された集合時間までに船員労働環境・海技資格課(9階)に来て下さい。

※ 受験票は必ず持参して下さい。(指定の海技試験六法等[「海技士試験案内」参照]を持参できます。)